

## 世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

日時：令和5年3月3日（金）10時00分～

場所：三茶しゃれなあとホール集会室（スワン・ビーナス）

### 開会

- 1．令和5年度の労働報酬下限額について（報告）
- 2．業務委託契約における変動型最低制限価格制度について（報告）
- 3．建設工事における働き方改革について
- 4．仕様書及び見積書の標準化について
- 5．公契約条例に係る取組みについての意見書
- 6．令和4年度事業所労働条件調査の結果について（報告）
- 7．その他

### 閉会

#### 配付資料

- ・ 次第
- ・【資料1】世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について
- ・【資料2】業務委託契約における変動型最低制限価格制度について（報告）
- ・【資料3】建築工事における働き方改革に向けた学校施設の工事での取組みについて
- ・【資料4】仕様書及び見積書の標準化について
- ・【資料5】公契約条例に係る取組みについての意見書（案）
- ・【資料6】令和4年度事業所労働条件調査結果報告書

## 世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

### 1 主旨

令和4年11月30日付で提出された「2023(令和5)年度労働報酬下限額に関する意見書」を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

### 2 労働報酬下限額(時間額)

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上 の工事請負契 約	国土交通省定義の5.1職種技能 労働者のうち熟練労働者 公共工事設計労務単価の85%  見習い・手元等の未熟練労働者、 年金等受給による賃金調整労働 者 公共工事設計労務単価の軽作業 員比70%  上記に該当しない労働者 1,170円	、 : 現行と同じ : 1,230円	、 : 現行と同じ : <u>1,230円</u>
(2) 予定価格 2千万円以上 の工事請負契 約以外の契約 (委託等)	1,170円	1,230円	<u>1,230円</u>

### 3 適用

令和5年4月1日以降に契約する案件から適用

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和4年12月下旬	告示(今回の改定に基づく告示)
令和5年 3月	告示(公共工事設計労務単価の変更にに基づく告示)
4月	新労働報酬下限額適用開始

## 業務委託契約における変動型最低制限価格制度について（報告）

## . 報告等実施経過

- 令和4年11月10日 企画総務常任委員会にて制度案を報告
- 令和4年12月28日 制度概要（下記と同内容）通知を関係団体（24団体）及び優先業種区分に登録のある事業者（275社）へ送付。同日に区ホームページにて同制度概要を公開
- 令和5年 1月10日 改正「世田谷区最低制限価格制度要領」を施行
- 1月19日 変動型最低制限価格制度が適用となる令和5年度契約案件の入札公告の開始（年度当初時点での対象案件：51件）
- 2月 8日 変動型最低制限価格制度が適用となる案件の開札開始
- 2月13日 改定後の工事請負契約及び設計・測量等の委託契約の最低制限価格が適用となる令和5年度契約案件の入札公告の開始

## . 変動型最低制限価格制度概要

## 1. 変動型最低制限価格制度の内容

## (1) 概要

それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額から平均額を算出し、この平均額に一定の乗率を乗じて最低制限価格を設定します。

## (2) 適用対象

現行の最低制限価格制度から以下のとおり適用対象を拡大します。

なお、これまで対象業務のうち予定価格が200万円以上のものにのみ適用していましたが、価格による限定は取り止め、対象業務の入札すべてに適用します。

業務委託契約における現行制度の対象業務

建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託

追加で対象とする業務

計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳

## 2 変動型最低制限価格制度の算定方法

### (1) 有効参加者の判定

応札者のうち以下の者を除いた者を有効参加者とする。

- ・ 入札額が予定価格を超える者
- ・ 入札額が予定価格の1割以下の者<sup>\*1</sup>
- ・ 指名停止措置、落札制限対象等その他の事由により入札が無効となる者

### (2 - 1) 有効参加者数が3者以上の場合の算定方法

有効参加者数に60%を乗じた数を標本数とする。(1未満の端数は切上げ)<sup>\*2</sup>

$$\text{有効参加者数} \times 60\% = \text{標本数}$$

有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とする。<sup>\*2</sup>

標本平均額に80%を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格とする。<sup>\*3</sup>

$$\text{標本平均額} \times 80\% = \text{最低制限価格}$$

### (2 - 2) 有効参加者数が2者以下の場合の算定方法

有効参加者数が少数の場合には上記の方法では十分な効果を得ることができないため、予定価格に60%を乗じて得た額を最低制限価格とする。<sup>\*3</sup>

$$\text{予定価格} \times 60\% = \text{最低制限価格}$$

\*1：入札参加者による意図的な最低制限価格引下げの防止を目的に、低額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

\*2：入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため

\*3：他の入札価格と比較して著しく低い入札を抑止するため

## 3 入札における取扱い

最低制限価格を下回る額の入札者は落札者とならず、また、落札者がいない場合に行う再度入札には参加できません。

## 4 備考

(1) 契約案件ごとの制度適用の有無については、入札案件の公表又は指名通知の際に、入札説明書等に明示します。

(2) 案件ごとに設定した最低制限価格は非公表とします。

(3) 本規定は、令和5年4月1日以後に契約を締結する案件について適用します。

## 5 シミュレーション

### (1) 事例1 (他の参加者と著しく乖離する安価な入札があった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	800,000円		最低制限価格未満 最低制限価格未満 落札
B社	5,000,000円		
C社	7,600,000円		
D社	7,800,000円		
E社	8,000,000円		
F社	8,400,000円		
G社	9,000,000円		

予定価格の1割以下であるA社を除き、有効参加者数B～F社5者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数5者 × 60% = 3者

標本数は3者

B～D社の3者の入札価格から標本平均額を算出する。

標本平均額 6,800,000円

標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 6,800,000円 × 80% = 最低制限価格 5,440,000円

A社、B社は最低制限価格未満となり、C社が落札する。

### (2) 事例2 (他の参加者と著しい乖離が生じなかった場合)

予定価格 8,500,000 円の場合 (実際には非公表)

A社	5,000,000円		落札
B社	5,200,000円		
C社	5,700,000円		
D社	6,500,000円		
E社	7,000,000円		
F社	7,500,000円		
G社	8,000,000円		

有効参加者数A～G社7者に基づき、標本数を算出する。

有効参加者数7者 × 60% = 4.2者

端数切上げにより標本数は5者

A～E社の5者の入札価格から標本平均額を算出する。

標本平均額 5,880,000円

標本平均額から最低制限価格を算出する。

標本平均額 5,880,000円 × 80% = 最低制限価格 4,704,000円

最低制限価格以上であるため、A社が落札する。

( 3 ) 事例 3 ( 予定価格超過の入札や辞退が多く、有効参加者が少数となった場合 )

予定価格 8,500,000 円の場合 ( 実際には非公表 )

A 社	7,900,000 円	↑ 有効参加者 ↓	落札
B 社	8,200,000 円		
C 社	8,700,000 円		
D 社	8,800,000 円		
E 社	8,850,000 円		
F 社	辞退	} 予定価格超過	
G 社	辞退		

有効参加者数は A ~ B 社 2 者のため、予定価格に基づき最低制限価格を算出する。

予定価格 8,500,000 円 × 60% = 最低制限価格 5,100,000 円

最低制限価格以上であるため、A 社が落札する。

一部資料については  
他の機関作成等の理由により  
非公開とする。